

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則 三六七
- 告示 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六八
- 公告 一般競争入札を行う件 三六九
- 〇落札者を決定した件 三九〇

規則

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十二号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びびうにをとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点イから九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 点エから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五百メートルの地点

点イ 点エから九十度千メートルの地点

点ウ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点ア 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点オから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点ウから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点工 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

附則

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

(水産課)

告示

福島県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン安積 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

公告

公告第181号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 295台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月11日(金)
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課ほか計43か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年10月12日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年10月12日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7653

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年9月14日(火)から同年10月12日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月20日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月4日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年9月27日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年11月5日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal Computer 295 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 November 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 November 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第182号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノートパソコン 68台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
6,702,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年7月6日

(入札用度課)